

飯富病院、身延山病院及び南部町国保診療所の 医療連携に関する基本協定書

身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合、公益財団法人身延山病院、早川町、身延町及び南部町の各法人並びに関係医療機関は、峡南南部地域における医療を取り巻く経営環境の厳しさについて認識を共有し、その対策として、飯富病院、身延山病院及び南部町国民健康保険診療所の医療連携を推進することとした。

各医療機関は、いずれも地域医療を支える存在として、これまで多くの命と向き合いながらその使命を果たすべく努めてきた。各々、その来歴は異なるが、今後は想いを一つにして、峡南南部地域の医療提供体制を確かなものにするため取組を進めていく。

その取組の際の指針とするため、次のとおり医療連携に関する基本協定を締結する。

(医療連携の目的等)

第1条 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合、公益財団法人身延山病院、早川町、身延町及び南部町(以下「関係法人」と総称する。)は、「地域で支える地域完結型医療」を峡南南部地域の医療提供体制の将来像と定め、その実現を目指し、飯富病院、身延山病院及び南部町国民健康保険診療所(南部診療所及び万沢診療所をいう。)(以下「関係医療機関」と総称する。)間の医療連携を推進する。

2 関係法人及び関係医療機関は、前項の将来像の実現のため、地域の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用して、急性期から回復期、慢性期又は在宅医療に至るまで、峡南南部地域に必要な医療が切れ目なく安定的に提供できるよう体制の整備に取り組む。

3 関係法人及び関係医療機関は、前項の取組を通じて、峡南南部地域の住民に対し次に掲げる医療を提供できるよう努める。

- (1) 初期救急及び二次救急医療
- (2) 大規模災害発生時及び新興感染症まん延時の医療
- (3) 生活習慣病等のよくある病気の治療を安心して受けられる医療
- (4) 在宅医療及びへき地医療
- (5) 終末期医療

(医療連携の視点)

第2条 関係法人及び関係医療機関は、地域の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用できるよう、次の視点を持って医療連携を行う。

- (1) 関係医療機関の役割分担(医療機能の分担・連携)を推進する視点
- (2) 経営の安定性を確保する視点

(医療連携の推進方法)

第3条 関係法人は、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人(当該一般社団法人が、医療法(昭和23年法律第205号)第70条第1項に規定する知事の認定を受けたときは、地域医療連携推進法人と読み替える。以下同じ。)を設置し、各々、当該一般社団法人の社員となり、当該一般社団法人が行う医療連携推進業務に参画してこれを推進する。

2 関係医療機関の職員は、医療連携を円滑に推進するため最大限の協力関係を築くよう、相互に努めるものとする。

(将来の経営形態の見直し)

第4条 関係法人は、医療連携の安定性及び継続性を確保するため、関係医療機関の経営統合により新しい医療機関として再編することを将来的な目標に定め、その実現のため、最善の努力を払うものとする。

2 前項の新しい医療機関は、早川町、身延町及び南部町で構成する一部事務組合が開設する方向で検討する。この場合において、人事、財務等に係る病院経営に柔軟性及び効率性を確保する観点から、指定管理者制度等の活用を念頭に検討を進める。

(秘密の保持)

第5条 関係法人、関係医療機関及び第3条第1項に規定する一般社団法人(次項において「関係法人等」という。)の役職員は、医療連携の推進に際し知り得た互いの事業に係る個人情報その他の秘密を、正当な理由がなく他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 関係法人等は、その役職員に対し、前項の秘密の保持が確実に実施されるよう必要な措置を講じなければならない。

(解除条件)

第6条 次の各号のいずれかに該当し、本協定の目的を達成することができないと認められるときは、関係法人及び関係医療機関が協議のうえ、本協定を解除することができる。

(1) 第3条第1項に規定する一般社団法人設置に関する許認可について、許認可庁の承認が得られないとき。

(2) 天災その他の不測の事態が生じたとき。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度関係法人及び関係医療機関が協議して決定する。

本協定の締結を証するため、本書 8 通を作成し、関係法人及び関係医療機関は各自その 1 通を保有する。

令和6年2月14日

関係法人 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合

組合長

公益財団法人身延山病院

理事長

早川町 町長

身延町 町長

南部町 町長

関係医療機関 飯富病院 院長

身延山病院 院長

南部町国民健康保険診療所
所長

立会人 山梨県福祉保健部 部長